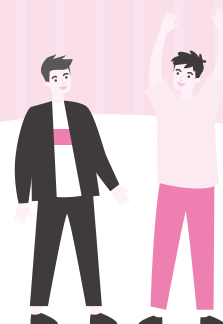
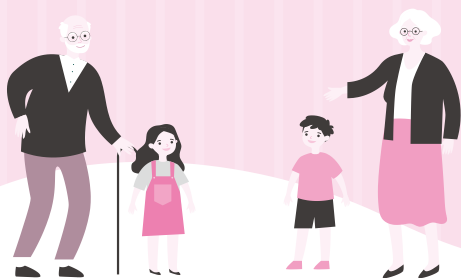


第4次

海南市

男女共同参画基本計画

概要版



男ひとと女ひとが
互いに尊重し
支え合い
ふれあいのあるまち
かいなん



Kainan city

1 計画改定の趣旨

本市では、長年にわたって社会の要請に応じた男女共同参画に関する取組を進めてきており、平成29(2017)年3月には「第3次海南市男女共同参画基本計画」を策定して様々な取組を進めてきました。しかしながら、男女の不平等感や性別による固定的役割分担意識^{*1}は、様々な場面に根強く残っており、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もみられることから、引き続き、様々な取組を進めていく必要があります。

このようなことから、本市の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的な推進を図るため、「第4次海南市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

- 計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項のそれぞれに定める市町村計画として位置付けます。また、国や和歌山県の男女共同参画基本計画等、関連する計画との整合性を図ります。
- 計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

SDGs に参画できる取組を推進しています

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取組を推進しています。

本計画と特に関係が深いSDGs



5. ジェンダー^{*2}平等を実現しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



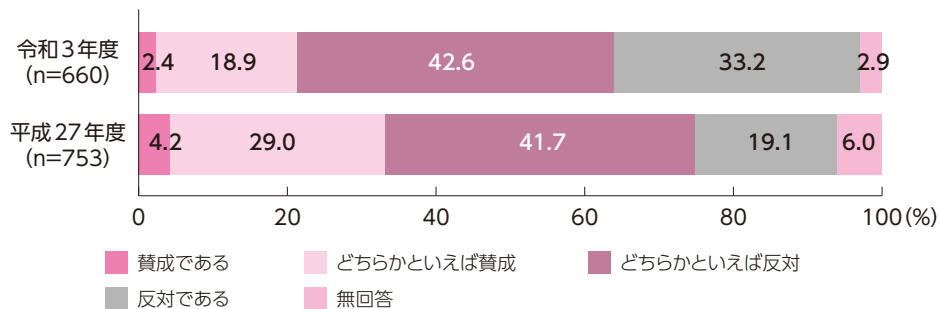
※1 性別による固定的役割分担意識: 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 ジェンダー: 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

3 市民意識の現状

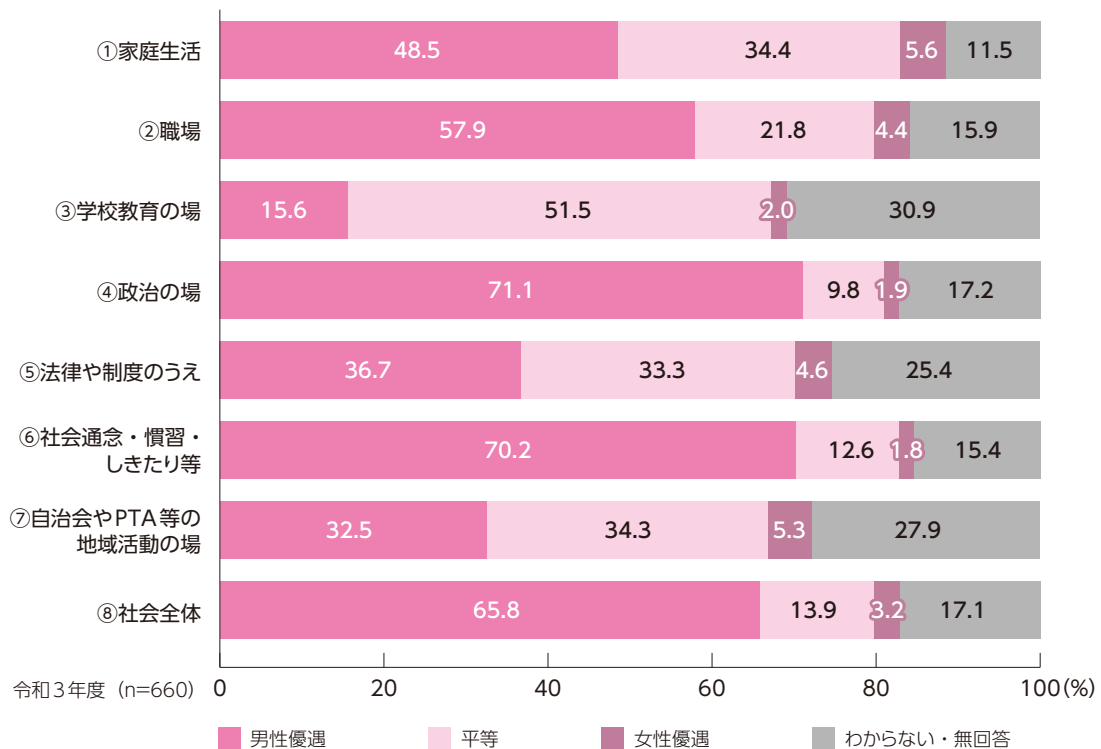
■ 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、あなたはどのように思いますか。〈市民意識調査より〉

平成27年度の調査と比べて、令和3年度の調査では「賛成」+「どちらかといえば賛成」の割合が低くなり、「どちらかといえば反対」+「反対」の割合が高くなっています。引き続き、性別による社会的な固定観念や偏見・差別等をなくすよう、ジェンダー視点^{*}に立った環境づくりを進める必要があります。



■ 男女の地位は平等になっていると思いますか。〈市民意識調査より〉

市民意識としては「男性優遇」の方が「女性優遇」よりもかなり割合が高い状況です。本計画を通して、それぞれの項目について男女ともに「平等である」という割合を増やすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境づくりを進める必要があります。

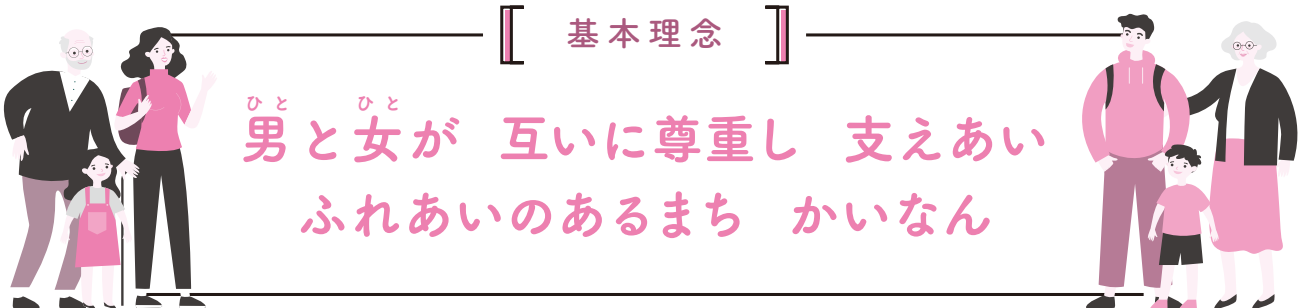


^{*} ジェンダー視点：性別による固定的役割分担や差別・偏見等が、社会的に作られたものであることを意識すること。

4

基本理念と目標

本計画では、これまでの取組をさらに推進するため、第3次計画の基本理念を受け継ぎ、性別にかかわらず、互いの人権を尊重しあい、その個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざします。



本計画の基本理念をもとに、次の5つの目標を設定して男女共同参画の施策を推進します。

目標 1

人権尊重に基づく男女の共同参画意識の醸成

男女共同参画の視点に立った啓発活動をはじめ、男女共同参画の進展が十分でない社会制度や慣行等の見直し、相談・支援体制等の充実・強化を図り、男女の共同参画意識の醸成を図ります。

目標 2

男女があらゆる分野において対等に参画できるしくみづくり

家庭や地域、職場等、あらゆる分野で男女が対等に参画できるしくみの構築を進めます。

目標 3

多様な生き方を選択できる条件の整備

女性の職業能力向上のための支援やワーク・ライフ・バランス^{*}の実現により、就労面において女性が個性と能力を生かして活躍できる環境づくりを進めます。

目標 4

男女間のあらゆる暴力の根絶

性別等に基づく暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済格差等の問題が存在しており、暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するための重要な課題のひとつです。暴力は重大な人権侵害であることの理解を深めるための啓発活動や相談・支援体制等の充実を図り、男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

目標 5

男女共同参画を支える支援

誰もが生涯にわたって健康で幸せに暮らせるよう、健康づくりや子育て、介護等、男女共同参画を支える支援やサービスが充実した環境づくりに取り組みます。

^{*} ワーク・ライフ・バランス：英語の「work-life balance」をカタカナで表記したもの。「仕事と生活の調和」と訳される。仕事、家庭生活、地域生活等、様々な活動について、バランスよく活動できる状態のこと。

5

施策の展開

目標 1

人権尊重に基づく男女の共同参画意識の醸成

1-1 男女共同参画の視点に立った意識づくりと社会制度・慣行の見直し

● 施策の方向 ●

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進
- (2) セクシャルマイノリティ^{※1}に対する理解促進と相談体制の充実
- (3) 男女共同参画の視点による市の広報紙等の表現の適正化

1-2 男女平等の視点に立った教育の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 男女平等の視点に立った家庭教育の推進
- (2) 男女平等の視点に立った学校教育等の推進
- (3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進

目標 2

男女があらゆる分野において対等に参画できるしくみづくり

2-1 行政分野における男女共同参画の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 市政への女性の参画の推進
- (2) 女性職員の計画的な採用・人材育成・登用
- (3) 女性活躍推進（ポジティブ・アクション^{※2}）に関する相談・支援体制の整備
- (4) 「海南市特定事業主行動計画^{※3}」の進捗管理と見直し

2-2 企業・団体等における男女共同参画の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 女性職員の計画的な採用・人材育成・登用
- (2) 女性活躍推進（ポジティブ・アクション）に関する相談・支援体制の確保
- (3) 一般事業主行動計画の普及・啓発

※1 セクシャルマイノリティ：同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。LGBTとは性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

※2 ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」とも言われる。「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

※3 特定事業主行動計画：「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく行動計画。

2-3 家庭における男女共同参画の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な生き方への啓発
- (2) 家事・育児に関する男性の意識改革と能力養成
- (3) 家庭における男女共同参画に関する相談体制の確保

2-4 地域社会における男女共同参画の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 地域活動等での男女共同参画の推進
- (2) 地域社会で活躍する女性の育成支援
- (3) 女性の人権に配慮した防災・防犯体制の整備

目標 3 多様な生き方を選択できる条件の整備

3-1 あらゆる分野における女性の活躍

● 施策の方向 ●

- (1) 女性の職業意識・能力の向上
- (2) 農林漁業・自営業等における経営能力や技術向上のための情報提供、活動支援
- (3) 女性が起業しやすい環境づくり

3-2 ワーク・ライフ・バランスを実現できる就労環境の整備

● 施策の方向 ●

- (1) 働く場における男女共同参画の推進と情報提供
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (3) 育児休業・介護休業制度の普及促進
- (4) 労働問題の相談・支援体制の確保

目標 4 男女間のあらゆる暴力の根絶

4-1 暴力の根絶に向けた啓発の推進

● 施策の方向 ●

- (1) 暴力などの人権問題に関する理解と防止の促進

4-2 被害者・加害者への総合的な支援策の充実

● 施策の方向 ●

- (1) 暴力についての相談体制の確保
- (2) 男女間の暴力からの保護と自立支援体制の充実
- (3) 加害者に対する更生保護活動等の充実

5-1 生涯を通じた健康の保持・増進

● 施策の方向 ●

- (1) 生涯を通じた心と体の健康の保持・増進
- (2) 健康をおびやかす問題解決の促進

5-2 育児や介護等への支援体制の整備

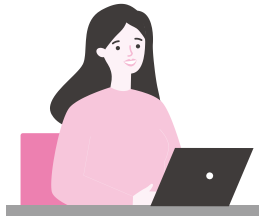
● 施策の方向 ●

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 介護負担の軽減
- (3) 困窮家庭の相談・支援体制の充実

6

成果指標

成果指標	第3次計画 策定時	第4次計画 策定時	目標値
固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合	33.2%	21.3%	15.0%以下
家庭生活での男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	33.7%	34.4%	40.0%以上
職場での男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	20.1%	21.8%	25.0%以上
地域活動の場（自治会やPTA等）での男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	38.2%	34.3%	40.0%以上
相談機関・窓口を知っている市民の割合	—	26.5%	35.0%以上
かいなん男と女のつどい参加者数	450人	50人	500人以上
市の審議会等に占める女性委員の割合	31.2%	28.4%	40.0%以上
市の管理監督職（班長級以上）に占める女性職員の割合	20.8%	24.9%	30.0%以上



困ったときの相談窓口一覧



人権問題について、情報がほしいとき、
困ったとき、悩んだときは
ひとりで解決しようとせず、関係機関にお気軽にご相談ください。
(電話相談は、時間が決まっていたり、予約が必要な場合があります)

分野・名称	場所	相談日・時間	電話番号
人権 男女共同参画に関する相談	海南市役所 市民交流課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8439
市民相談員による 市民相談	海南市役所 市民交流課	月～金（祝日を除く） 9時～16時30分	073-483-8455
児童虐待 配偶者暴力 (DV) に関する相談	海南市役所 子育て推進課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8430
高齢者相談	海南市地域包括 支援センター (海南市役所高齢介護課内)	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8762
障害者相談	海南市役所 社会福祉課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	073-483-8602
人権ホットライン	公益財団法人和歌山県 人権啓発センター	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	073-421-7830
男女共同参画 相談員による “りいぶる” 相談室	和歌山県男女共同参画 センター“りいぶる”	火～土（月 祝日を除く） 9時00分～20時00分 日曜日 9時00分～16時30分	073-435-5246
人権擁護委員による 人権相談 みんなの人権110番	和歌山地方法務局 人権擁護課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0570-003-110
性暴力被害に 関する相談	性暴力救援センター和歌山 わかやま mine (マイン)	電話相談24時間365日 (但し、22時～翌朝9時 と年末年始はコールセ ンターでの対応)	073-444-0099

第4次 海南市男女共同参画基本計画【概要版】

発行年月：令和4年3月

発行：海南市 総務部 市民交流課

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

TEL：073-483-8439 FAX：073-482-0099

Eメール：siminkoryu@city.kainan.lg.jp